出題のポイント（住民税）

【第一問】－50 点－

問１（25 点）

本問は、個人住民税均等割の意義、趣旨及び制度の概要を理解しているかを問うものであり、以下の内容を正確に説明できているかがポイントとなる。

- 個人住民税均等割は、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいうこと。
- 個人住民税均等割は負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的なものとして位置づけられているものであること。
- 個人住民税均等割の納税義務者は当該地方団体に住所を有する個人及び当該地方団体内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人であり、前者については均等割と所得割の合算額、後者については均等割額を課することとなっていること。
- 個人の道府県民税均等割の標準税率は 1,000 円、市町村民税均等割の標準税率は 3,000 円であること。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者については均等割及び所得割を課することができず、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）は均等割及び分離課税に係る所得割を除いた所得割を課することができないこと。
- 市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができないこと。
- 市町村は、均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）を有する者等について、均等割の額を条例で定めるところにより軽減することができること。
- 個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があり、給与所得者や年金所得者に係る税額を特別徴収の方法により徴収する場合を除き、普通徴収の方法により徴収しなければならないこと。
- 個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除き、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の例により、当該市町村の個人の市町村民税と併せて行うものであること。

問２（25 点）

本問の⑴は、損失の繰越控除制度が認められている意義を理解しているかを問うものであり、原則として所得金額の計算は１暦年ごとの期間計算によることとされているものの、一定の純損失及び雑損失等については、例外としてその損失が生じた翌年以降３年間の各年の所得金額

から控除することが認められていることについて説明できるかがポイントとなる。

本問の⑵は、純損失の金額の繰越控除制度の内容についての説明を求めるものであり、次のような点について、所得税との取扱いの違いに留意しつつ、制度の内容を正確に説明できるかがポイントとなる。

・　青色申告書を提出している年分の純損失の金額については、前年前３年内の各年において生じた純損失の金額について、その純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、その翌々年度以後の年度分の個人住民税について連続して申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額等の計算上、繰越控除の適用を受けることができること。

・　所得税においては現年分に生じた純損失の金額を前年分に繰り戻すことで前年分の所得税及び復興特別所得税について還付を受けることができる一方、個人住民税にはこの繰戻し還付の制度がないこと。

・　したがって、所得税において繰戻し還付を適用した場合、所得税と住民税とで翌年以降に繰り越す純損失の金額が異なることとなること。

本問の⑶は、雑損失の金額の繰越控除制度の内容についての説明を求めるものであり、次のような点について、正確に説明できるかがポイントとなる。

・　個人住民税所得割の納税義務者が、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得が一定金額以下のものの有する資産について、災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合には、その損失の金額の合計額が、一定の金額を超える場合におけるその超える金額（雑損失の金額）を、その者の総所得金額等から控除（雑損控除）することができること。

・　前年前３年内の各年に生じた雑損失の金額で、雑損控除による控除をしてもなお控除しきれなかった金額を有する場合は、当該雑損失の金額が生じた年の翌年度分の個人住民税について申告書を提出し、かつ、その後の年度分の個人住民税について連続して申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額等の計算上、繰越控除の適用を受けることができること。

【第二問】－50 点－

地方税法における個人の住民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割が課されることとされている。このうち、所得割については、所得税法の所得計算等により算出した総所得金額等に、地方税法の所得控除、税額控除等を適用し、課税総所得金額及び所得割の税額を算出することとされている。

本問は、個人の住民税について、所得税法の所得計算、地方税法の所得控除、税額控除等の

出題のポイント（住民税）

計算、現年分として特別徴収されることとなる税額の計算等、個人の住民税の総合的な理解を問う問題であり、その主なポイントは次のとおりである。

⑴　非課税所得の範囲

⑵　山林所得の計算

⑶　譲渡所得の計算

⑷　公的年金等に係る雑所得の計算

⑸　基礎控除の適用判定

⑹　配偶者特別控除の適用判定